

広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月17日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第 4 号

広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会決裁規則（平成22年広島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第16号を第17号とし、同条第15号中「及び第12号から第14号まで」を「、第12号、第13号及び第15号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の 1 号を加える。

- (14) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）の規定による公表及び意見を述べる機会の付与に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。